学習課題　　【日本の偉大な発明家たち】ワークシート

1.１条理解

　特許法　　　昭和三十四年

（目的） 第一条

 この法律は，発明の保護及び利用を図ることにより，発明を奨励し，もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

2.日本の偉大な発明家たちの紹介

|  |
| --- |
| 1)豊田 佐吉　　　特許第1195号　木製人力織機2)御木本 幸吉　　特許第2670号　養殖真珠3)高峰 譲吉　　　特許第4785号　アドレナリン4)池田 菊苗　　　特許第14805号　グルタミン酸ソーダ5)鈴木 梅太郎　　特許第20785号　ビタミンB16)杉本 京太　　　特許第27877号　邦文タイプライター7)本多 光太郎　 特許第32234号　KS鋼8)八木　秀次　 　特許第69115号　八木アンテナ9)丹羽　保次郎 　特許第84722号 写真電送方式10)三島 徳七　 特許第96371号 MK磁石鋼 |

3.身近なアイデアや工夫の紹介

|  |
| --- |
| ・付箋紙のアイデア・カッターナイフのアイデア・ステイオンタブの工夫 |

4.有名になった特許権取得の話

日本の事例

日清食品の安藤百福（ももふく）会長

「ドンブリと箸さえあれば，どこでも食べられるラーメン」という発想

世界初の即席麺「チキンラーメン」の発明

1958年に発売 「お湯をかければ出来上がる魔法のラーメン」として，大ヒット

1962年に製造特許が認められる

5.まとめ

特許を受ける対象：

→自然法則を利用した，新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護

特許を受ける要件：

（1）産業上利用することができる発明

（2）新規性のある発明

（3）進歩性のある発明

（4）先願の発明

（5）公序良俗を害するおそれのない発明